子供の性被害撲滅に向けた政府のこれまでの取組

子供の性被害(児童の性的搾取等)とは

- 児童買春、児童ポルノの製造等
- 児童の性に着目した形態の営業による児童福祉法違反等
- その助長行為

子供の性被害防止プラン

- 平成29年4月、2020年東京オリンピック・パラリンピック 競技大会までを視野に入れたプランを策定
- 子供の性被害撲滅に向けて**6つの柱**を立て、取り組むべき
 - 計88の施策を掲載。施策は現行法を前提

子供の性被害防止プラン策定の経緯

閣議決定(平成28年3月)

平成28年4月以降、関係府省庁間の総合調整を、国家公安委員会が行う ことに

犯罪対策閣僚会議(平成28年4月)

関係府省庁局長級会議の開催を申合せ

局長級会議等(平成28年4月~)

プラン策定に向け、関係府省庁局長級会議等において検討を行った

犯罪対策閣僚会議(平成29年4月18日)

プランを策定。定期的に取組状況の取りまとめを行っている

子供の性被害防止プランに基づく政府の取組の進捗状況

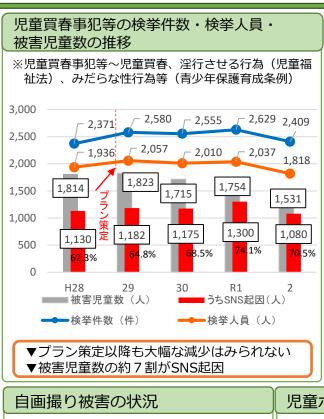
プランは、以下のとおり着実に実施が図られ、一定の成果

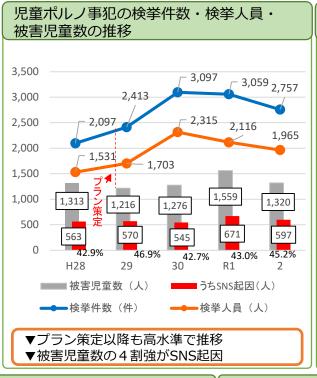
- 政府全体でプランに基づき各施策を推進
- ~ 毎年度のプラン取組状況を取りまとめて進捗状況を確認した上で、次年度の個別施策を推進
- プラン取組状況の取りまとめ等に際し「子供の性被害撲滅対策推進協議会」総会を開催。官民の情報交換、連携協力を推進
- 子供の性被害撲滅に係る我が国の体制や施策を国内外に丁寧に情報発信

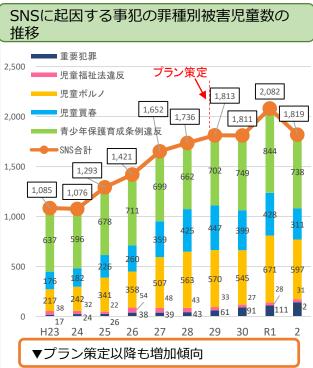
【主な個別施策の進捗】

- ・ プランやプラン取組状況を警察庁ウェブサイト「子供の性被害対策」ページ(日・英の言語切替が可能)に掲載し、さらに 国際会議や「子供の性被害防止セミナー」等のあらゆる機会を通じて国内外に周知
- ・ 省庁共同によるリーフレット作成や「青少年の非行・被害防止対策公開シンポジウム」の開催等による広報啓発活動を実施
- ・ 児童生徒、保護者及び教職員等を対象とした啓発講座「e-ネットキャラバン」や「インターネット安全教室」を毎年実施
- ・ SNS事業者団体に対し、継続的・定期的な児童被害の事例や被害傾向等の情報提供を実施/SNS上における子供の性被害に つながるおそれのある不適切な書き込みに対する広報啓発を全国警察で実施
- ・ 新たな相談窓口の開設・SNS相談の拡充等による利便性の向上
- ・ ワンストップ支援センターの全都道府県の設置(平成30年10月)、「性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金」による 同センターの運営の安定化及び質の向上
- ・ 「JKビジネス」の営業を規制する条例の制定・改正の拡大/子供の性被害事犯に対する取締りや児童ポルノ事犯の余罪追及 等による被害児童の発見・保護を推進
- ・ 児童福祉司の増員等による児童相談所等の体制及び専門性の強化/各種専門職員の能力向上に向けた定期的な研修等

子供の性被害をめぐる現在の情勢



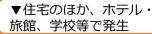








盗撮製造施設(令和2年) 件数 割合(%) 被害場所 住宅 101 45.9 学校(幼稚園) 25 11.4 サウナ等公衆浴場 24 10.9 店舗型性風俗特殊営業店 7.3 16 (ラブホテル等) その他のスポーツ施設 15 6.8 一般ホテル・旅館 9 4.1 商業施設 3.2 都市公園





新たな子供の性被害防止プランについて

子供の性被害をめぐる課題

- SNSに起因する事犯の被害児童数や自画撮り被害/児童ポルノ盗撮製造事犯の検挙/少年による児童買春 ・児童ポルノ法違反がいずれも増加傾向
- 児童ポルノ法に基づく被害児童に係る検証において、被害児童に被害者であるとの認識が乏しい、被害を 周囲に知られたくないなどの理由で、被害児童自らが相談できずにいる場合があるとの指摘

── 新プランを策定し、引き続き子供の性被害撲滅に向けた施策を推進することが必要

新たな子供の性被害防止プランの検討の方向性

- 現在の6つの柱を維持しつつ、各柱の継続する施策に現在の情勢・課題を踏まえた施策を新たに追加。
- 観光庁が関係省庁として新たに参画し、施策の推進体制拡充

6つの柱

- 児童の性的搾取等の撲滅に向けた国民意識の向上及び国民運動 1.の展開並びに国際社会との連携の強化
- 児童が性的搾取等の被害に遭うことなく健やかに成長するため 2. の児童及び家庭の支援
- 児童の性的搾取等に使用されるツール等に着目した被害の予防3.・拡大防止対策の推進
- 4. 被害児童の迅速な保護及び適切な支援の推進
- 5. 被害情勢に即した取締りの強化と加害者の更生
- 6. 児童が性的搾取等の被害に遭わない社会の実現のための基盤の 整備・強化

主な新規掲載の施策(案)

- 地域レベルでの関係者間の連携推進
- 生命(いのち)の安全教育をはじめとする性被害・性暴力対策に関する教育の推進
- SNSに起因する性被害防止対策の強化
 - · SNS事業者団体への被害実態に関する情報提供等
 - ・ SNSに起因する子供の性被害防止のための広報啓発 活動の推進
- 被害に遭わないための環境対策の強化 (被害場所分析の実施、ホテル・旅館等の管理者対策 の促進)
- 児童生徒等に対する性暴力等への厳正な 対応 3

新たな子供の性被害防止プランのイメージ(案)

I 新たな子供の性被害防止プランの策定に当たって(案)

- 児童ポルノの製造や児童買春をはじめとする子供の性被害は、児童の心身に有害な影響を及ぼし、かつ、 その人権を著しく侵害する極めて悪質な行為であり、断じて許されるものではない。
- 我が国の現状を見ると、現行プラン策定後も、子供の性被害事犯の検挙件数、検挙人員及び被害児童数は高水準で推移しており、また、SNSに起因して児童買春等の被害に遭う児童の数も増加傾向にある。
- 2021年9月に開催されたG7内務・安全担当大臣会合の議題となるなど、子供の性被害に対する国際社会の問題意識は極めて強く、オンライン上の子供の性被害撲滅に向けた国際的な連携強化の動きもみられる。
- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会以降も、我が国が子供の性被害に厳格に対処する、 児童にとっても世界一安全な国であることを国内外に示していかなければならない。
- 以上の認識から、**新たな子供の性被害防止プランを策定**し、引き続き、多角的かつ包括的な対策を総合的に進めることにより、家庭、職域、地域等のあらゆる場面において性的搾取等から児童が守られる社会の実現を目指す。

Ⅱ プランのアプローチ及び概要(案)

- 現行プランの柱立ては、現在においても重要な政策の方向性であることから、新プランは**現行の6つの柱を維持**しつつ、各柱の施策について、今後も継続すべき施策に**現在の情勢や課題を踏まえた施策を新たに追加**する。
- 新プランは、現行プランと同様に**現行法を前提として策定**し、その取組状況や子供の性被害を巡る状況の変化等を踏まえ、**5年後を目途にプラン自体を見直す**ものとする。
- 国・地域それぞれの関係者間の連携について、具体的施策として明確に位置付ける。
- ※以降、本項目内に6つの柱の説明を記載する。

【柱1】児童の性的搾取等の撲滅に向けた国民意識の向上及び国民運動の展開並びに国際社会との連携の強化

- 子供の性被害については、様々な理由により被害が潜在化する蓋然性が高い。
- 児童による性的なサービスの提供を期待する顧客の存在がある。
- 国際社会と連携した取組を推進するとともに、国際社会への情報発信強化の必要がある。

① 国・地域における関係者間の連携の推進 - (国民運動の推進に向けた官民協議会の開催)-

② 児童買春・児童ポルノの被害防止及びインターネットにおける児童ポルノの流通・閲覧防止のための国民に対する広報・啓発活動の推進

- 新③ SNSの利用に起因する事犯等の被害防止に資する広報・啓発のための実態調査
 - 4 ウェブサイトによる政府の取組の情報発信
 - ⑤ 児童の権利条約、児童の売買等に関する児童の権利条約選択議定書等に関する国内広報の実施
 - ⑥ 人身取引事犯撲滅のための広報・啓発活動の実施
 - ⑦ 若年層に対する教育・啓発等に従事する者への研修等の実施
 - ⑧ 被害が潜在化しやすい犯罪被害者に対する理解の促進
 - ⑨ 民間団体等が行う活動助成に関するアクセスの向上
 - ⑩ 児童の保護に向けた民間団体による啓発活動への支援
 - ⑪ 青少年インターネット環境整備法等に基づく総合的な被害防止対策の推進
- 新 ⑫ 旅行事業者への指導の推進
 - ③ 海外渡航者への啓発
 - ⑭ 「女性に対する暴力をなくす運動」における取組
 - ⑤ 「青少年の非行・被害防止全国強調月間」等における取組
 - ⑥ 「児童虐待防止推進月間」における取組
- - ® 外国捜査機関との連携と国際捜査共助の充実
 - ⑲ 「児童の性的搾取等に係る対策の基本計画【P】」に係る国際的な情報発信
 - ② 国際的取組への参画を通じた国際連携の強化及び国際社会への情報発信の推進
 - ② 「オンラインの児童性的搾取撲滅のためのWePROTECT世界連携」への参画
 - ② 児童の性的搾取等対策に関するセミナーの開催
 - ② 人身取引事犯撲滅のための国際的な連携の推進のためのプラットフォームづくり
- 競️㉕ 「子どもに対する暴力撲滅行動計画」の着実な実施

既存施策内に子供の性被害に係る対策の国レベルの連携体制について記載を充実させるとともに、地域レベルでの関係者間の連携を促進させる取組を新たに記載

観光庁の「児童買春旅行対策」 を新たに記載

内閣府が中心となって令和3年 から開始した月間について、新 たに記載

外務省が令和3年8月に取りま とめた計画に基づく関係府省庁 の取組を新たに記載

【柱2】児童が性的搾取等の被害に遭うことなく健やかに成長するための児童及び家庭の支援 ○児童を性暴力の当事者にしないために、発達段階に応じた教育・啓発を行っていく必要がある。 ○児童及びその保護者が、インターネット利用に潜む危険性やフィルタリング等の有効性を理解し、措置を講じる必要がある。 ○性的被害に遭った児童は、様々な理由から家庭や学校に居場所がないことや、経済的な事情を理由として、自ら安易にインターネット上に出会いを 求めたり、性を売り物とする営業に従事したケースも見受けられる。 舞① 生命(いのち)の安全教育をはじめとする性犯罪・性暴力対策に関する教育の推進 ② 官民が協力して実施する「春のあんしんネット・新学期一斉行動」の推進 ③ 児童の安全・安心なインターネット利用のための啓発活動の実施 ④ 青少年の安全・安心なインターネット利用のための地方連携体制構築の支援 ⑤ 児童のインターネットの適切な利用に向けた地域・家庭における周知・啓発活動への支援 ⑥ 学校における情報モラル教育の充実 ⑦ 青少年がインターネットを安全に安心して活用するためのリテラシー指標(ILAS)の策定及び公表 年を取り巻く有害環境の浄化対策のための調査) ⑧ 街頭補導の推進 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」(令和2年6月11日性犯罪・ ⑨ 少年指導委員による少年の健全育成のための活動の推進 性暴力対策強化のための関係府省庁連絡会議決定)に基づき、関係府

⑩ 少年鑑別所における非行のある少年等に対する支援 ⑪ サイバー防犯ボランティア活動の支援の強化 ② ひとり親家庭に対する支援 ③ ひとり親家庭の親への就労支援 4 若者に対する就労支援

(5) 生活困窮者に対する支援

省庁が取り組む「生命(いのち)の安全教育 | 等について新たに記載 既存施策について、施策名からその内容が分かりづらいことなどから、 施策を分割してそれぞれ具体的施策名を付した上で、関連性がより高 い柱に規定(柱3-6、2)

【柱3】児童の性的搾取等に使用されるツール等に着目した被害の予防・拡大防止対策の推進 ■ ○加害者と被害児童との接触を媒介するツールの普及、多様化及び高機能化が進んでいる。

○フィルタリングの利用率は下げ止まり、令和元年度から上昇に転じているものの、依然として児童が悪意のある者と接触して被害に遭うおそれがある。 ○児童ポルノ事犯が増加傾向にあり、画像等の削除をはじめとするインターネット上の流通・閲覧防止対策を一層推進していく必要がある。

- ① 児童の保護に向けた民間団体によるツール対策への支援
 - ① 携帯電話事業者等によるフィルタリングの普及促進に向けた自主的取組の支援
 - ② 「インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン」及び「違法・有害情報への対応等に関する契約
 - 約款モデル条項 | の運用支援
 - ③ インターネット上の違法・有害情報対応相談業務への支援
 - ⑥ 出会い系サイト及びコミュニティサイトに対する事業者対策の実施

 - ⑤ SNSの利用に起因する事犯等の被害防止に資する広報・啓発のための実態調査
- 新 ⑥ SNS事業者等の自主的な取組に対する支援 新 ⑦ SNSに起因する児童の性的搾取等の未然防止のための広報啓発活動の推進
 - ⑧ 児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策の推進

④ ブロッキングの実効性向上に向けた諸対策の推進

- 9 インターネット・ホットラインセンターの運用
- ⑪ 児童の性を売り物とする営業に関する実態調査 ♥ ② 被害に遭わないための環境対策の強化--

⑩ 商店街等や自治体と連携した犯罪組織、違法風俗店等の排除及び犯罪インフラの解体等

子供の性被害に係る被害場所分析の 結果に応じて警察庁が取り組む施策 を新たに記載

警察庁等において既に実施している

施策について、明確に位置付ける趣

旨で新たに記載

【柱4】被害児童の迅速な保護及び適切な支援の推進 ○被害児童には、被害を他人に知られたくないという意識が働いたり、自らが被害者であるとの認識が乏しいなどの事情があり、被害が潜在化する 蓋然性が高い。 ○被害児童の保護及び支援については、初期段階における一時保護にとどまらず、精神面も含めて継続的に行う必要性が高い。 ○保護及び支援は、家庭環境の調整、家族関係の再構築など、中長期的に進めていくことが必要となる場合もある。 ① SNSの活用を含めた児童やその保護者等が相談しやすい環境の整備 既存施策内に、厚生労働省、文部科学省等 ② 相談者の利便性に配慮した対応 のSNS相談窓口に係る取組を追記 ③ 子供の人権問題への適切な対応 ④ 安心な社会を創るための匿名通報事業の周知 「サイバー補導」は手法としては存在する ⑤ 児童の性を売り物とする営業に関与する児童の補導の推進 ものの、警察庁においてはより広報力や効 率性が高い施策(柱3-新⑦)を推進する ⑥ 児童相談所・市町村における児童等への支援等 方針に変更したことから、施策記載を削除 ⑦ 性犯罪被害者が情報入手する際の利便性の向上 ⑧ 性犯罪・性暴力ワンストップ支援センターの体制整備をはじめとする被害者に対する支援の充実 ⑨ 人身取引事犯における被害者の保護の推進 「女性活躍・男女共同参画の重点方針 ⑩被害児童に対する継続支援の実施 2021 において、児童相談員の処遇改善 ⑪ 婦人保護事業における要保護女子等の保護・支援 等を行うこととしているため ② 児童福祉施設等における支援 ③ 日本司法支援センターによる支援 平成29年度に自画撮り被害に係る児童の意 ⑭ 心身に有害な影響を受けた児童の保護に関する施策の検証等 識等の調査を実施済みであるため、施策記 被害児童に対する調査研究の実施 暴力の被害実態等の調査の実施 載を削除 実態把握及び在り方の検討については、既 ⁽³⁾ 相談・支援の在り方の検討 に取組が終了しているため削除 【柱5】被害情勢に即した取締りの強化と加害者の更生 ○SNSの利用に起因して児童が性的搾取等の被害に遭うケースは増加傾向である。 ○児童の性を売り物とする営業については、違法な性的サービスが営業者の了解又は指示の下で行われたり、児童の性的被害が発生したりするなど している。 ○児童を性的好奇心の対象として捉え、自らが悪質・卑劣な行為を行っているといった意識が希薄な者がおり、新たな被害児童を生み出す懸念がある。 ① 児童の性を売り物とする営業の禁止等に関する条例制定の支援 令和2年度より開始した法務省の再犯防止 JKビジネス店の実態 ① 児童ポルノに関わる規制についての検討に資するための調査 に係る取組について、性犯罪受刑者等を医 に応じた条例整備は「 ② 児童の性的搾取等事犯に対する取締りの強化と厳正な対応 療機関等での多様な治療等につなげること 一定程度進んだと認 ③ 風俗実態の把握及び風俗関係事犯の取締りの推進 の重要性から新たに記載 められるため、施策 ④ 悪質な関連事業者に対する責任追及 国と地方公共団体とが連携し性犯罪者(児 記載を削除 ⑤ 子供女性安全対策班による活動の推進 童に対するものを含む)をした者の再犯防 ⑥ 児童の心理的負担等に配慮した事情聴取に向けた関係機関の連携強化 止対策を推進しており、令和3年度以降も ⑦ 捜査・公判における犯罪被害児童等の保護 この取組を推進するため新たに記載 ⑧ 刑事施設における性犯罪再犯防止指導の実施 新 ⑨ 性犯罪受刑者等に対する生活環境の調整の充実強化 -仮釈放中の性犯罪者等にGPS機器の装着を ⑩ 少年院における性非行防止指導の実施 義務付けること等について、諸外国の法制 ⑪ 保護観察所における性犯罪再犯防止プログラムの実施 度・運用や技術的な知見等を把握し、その ② 子供対象・暴力的性犯罪出所者の再犯防止措置制度の運用 内容を踏まえて所要の検討を進めることと 新 (3) 地方公共団体と連携した性犯罪者の再犯防止対策の推進 しているため新たに記載 新 4 出所者情報の把握等による新たな再犯防止対策の検討

【柱 6 】児童が性的搾取等の被害に遭わない社会の実現のための基盤の整備・強化 ① 潜在する性的搾取等の被害児童に接する可能性のある児童福祉関係職員の意識啓発 ② 被害児童の早期発見・支援活動の推進のための学校関係職員の対応能力の向上 ③ 性的被害児童等に対するケアに関する研修の実施 ④ 日本司法支援センターによる支援体制の充実 ⑤ 情報教育の推進のための研修の実施 ⑥ 児童の性的搾取等事犯に対する捜査能力の向上 ⑦ 被害児童の心情に配意した聴取技法の普及

令和3年5月に「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」(令和3年6月4日公布)が制定されたことなどを踏まえ、関係省庁における施策の検討・実施が進んでいることから、各種取組を新たに記載

児童が競技者である場合の、競技者に対する写真・動画による性的ハラスメントについては、児童の性的搾取に該当する可能性があるため追加

- ⑧ 被害児童の支援を担当する警察職員への研修内容の充実
- ⑨ 検察官に対する研修等の実施
- ⑩ 学校における被害児童の早期発見・支援活動のためのスクールカウンセラー等の配置等の推進
- ⑪ 少年サポートセンター等における被害児童に対する継続的支援のためのカウンセリング態勢の整備
- ⑫ 児童相談所の体制及び専門性の強化
- ⑬ 婦人保護事業における要保護女子等の支援体制の強化
- 新 <u>⑭ 児童生徒等に対する性暴力等への厳正な処分等 -----</u>
- 🕷 🕦 競技者に対する写真・動画による性的ハラスメントの防止
- 新 16 刑事法の改正の検討

性犯罪に対処するための法整備に関する法 制審議会の審議結果を踏まえて検討を行う こととしているため追加

新たな子供の性被害防止プランの策定スケジュール(案)

令和 3(2021)年				令和4(2022)年					
10~1月				2~3月				4月~	
子供の性被害撲滅対策推進協議会総会	(審議官議長・課長級)ワーキンググループ	国家公安委員会報告(パブコメ等)	方針で調整中 ※併せて、子供からの意見聴取を実施するパブリックコメントを実施	ワーキンググループ	与党手続【P】	国家公安委員会決裁	(大臣議長・局長級)関係府省庁連絡会議	犯罪対策閣僚会議において新プラン決定	8